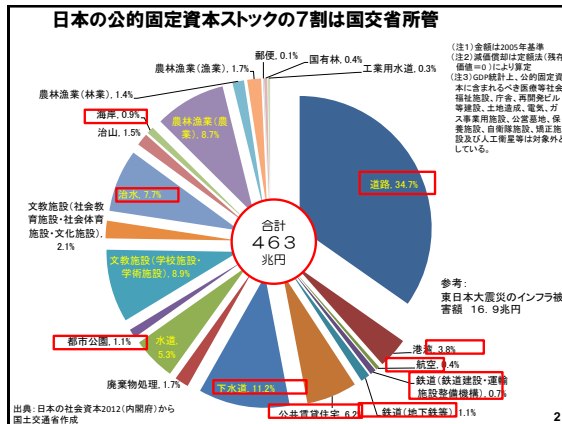


「インフラ維持管理をめぐる国土交通省の最近の取り組み」

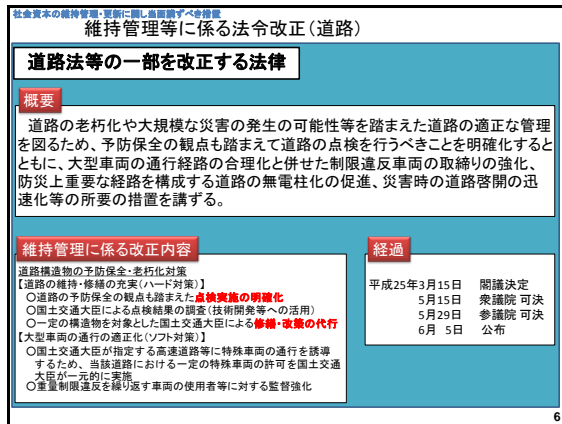
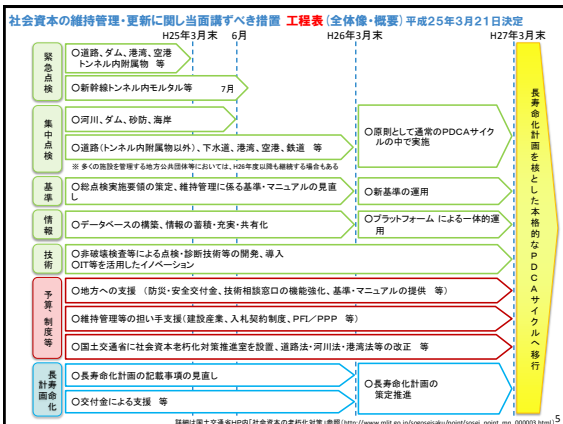
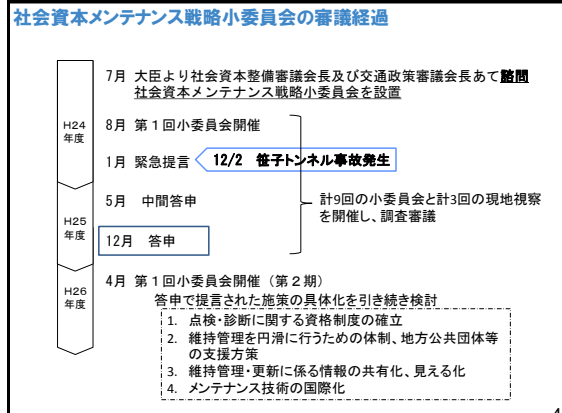
国土交通省 総合政策局
事業総括調整官
佐藤寿延



建設後50年を経過する社会資本の割合

	2013年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 [約40万橋 ^{注1} (橋長2m以上の橋約70万のうち)]	約18%	約43%	約67%
トンネル [約1万本 ^{注2}]	約20%	約34%	約50%
河川管理施設(水門等) [約1万施設 ^{注3}]	約25%	約43%	約64%
下水道管きよ [総延長:約45万km ^{注4}]	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁 [約5千施設 ^{注5} (水深-4.5m以深)]	約8%	約32%	約58%

注1: 建設年度不明橋の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。
 注2: 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。
 注3: 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設についてはおおむね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約20年以上経過した施設として整理している。)
 注4: 建設年度が不明な約1万2千kmを含む。(30年以上に経過した管きよについては詳細な記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年度毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)
 注5: 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。



インフラ維持管理をめぐる国土交通省の最近の取り組み

2. 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

民間資格の登録制度が対象とする業務範囲

- 施設等の対象：国土交通省所管の社会資本分野のうち、土木構造物等。
- 業務の対象：工事完成後の点検、診断、補修設計等。

※今後、計画、調査、設計等(測量を除く)についても、制度構築に向けて検討中。

(概念)

国（都道府県、市町村）

【検討中】新設の調査・設計等の分野における技術者の民間資格の登録制度

【登録規程の告示(H26.11.28)】維持管理分野における民間資格の登録制度

2. 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

<背景>

- ・老朽化施設の増加と維持管理に関する法令等の整備に伴い、今後点検・診断等の業務の増加が見込まれる
- ・業務発注時に、特に市町村において技術者の資格が十分活用されていない
- ・平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、**資格等による適切な能力の評価が規定**

国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識・技術を登録要件として明確化し、登録要件に適合すると評価された民間資格を登録する登録規程を国土交通大臣が告示。

<民間資格の登録等のプロセス>

- ①点検・診断等の業務に必要な知識・技術を登録要件として明確化
- ②民間資格を公募
- ③民間資格を業務内容に応じた必要な知識・技術を有するか評価
- ④登録要件を満たす民間資格を登録

外注業務において登録された資格を活用

2. 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

今回の登録規程に位置付けた施設分野・業務・知識・技術を求める者

施設分野	道路		砂防		海岸	港湾	空港	都市公園		
	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)
業務										
点検	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□
診断	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□
補修設計				□	□	□	□	□	□	□

知識・技術を求める者：
 □ 管理技術者
 ■ 担当技術者
 ■ 管理技術者と担当技術者の両者

注)本表以外に港湾施設における「計画策定」の業務がある。

社会資本の管理体制の現状 各分野の管理者

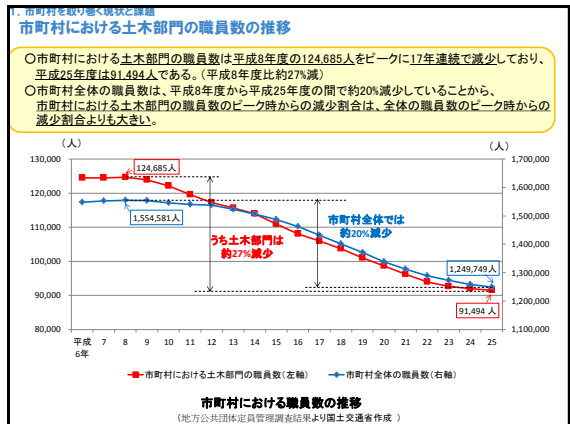
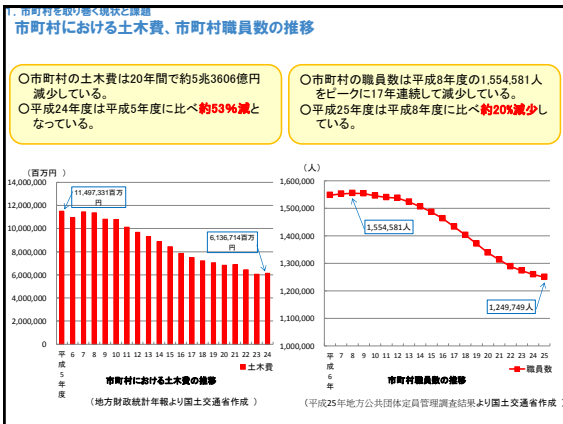
社会資本に関する実績の把握結果

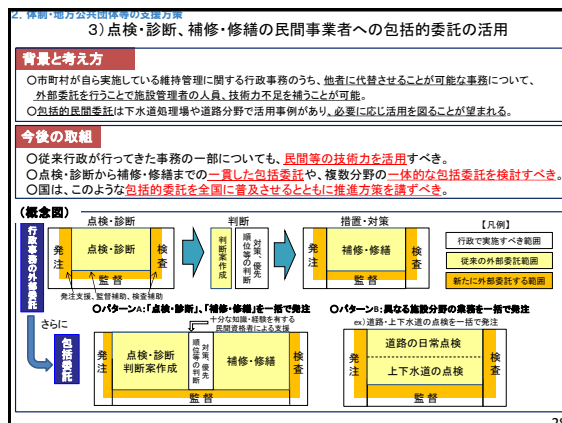
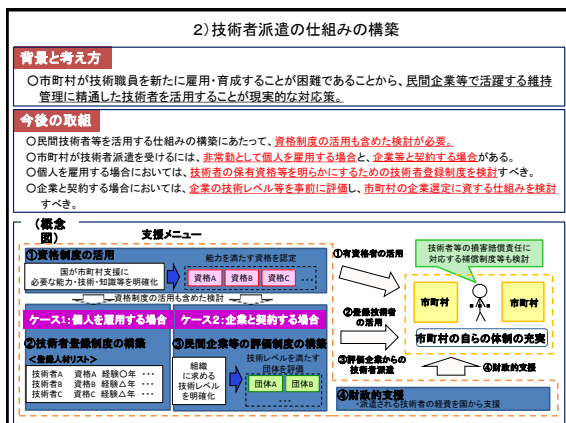
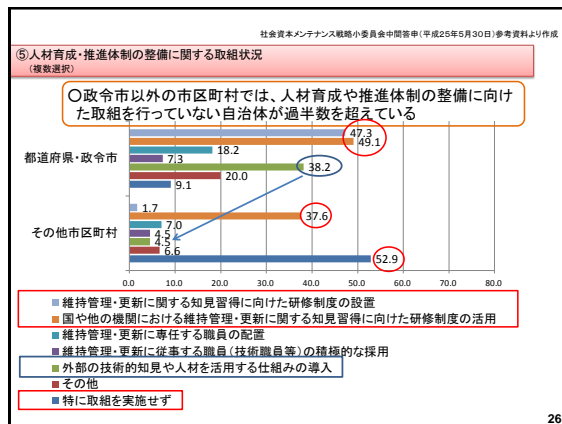
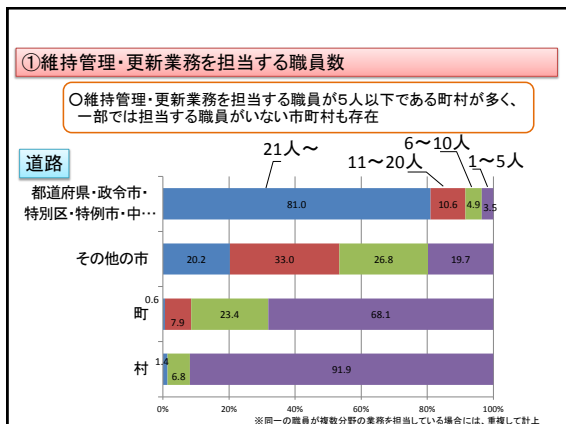
社会資本管理委員会(国土交通省)が「今後の社会資本の維持管理-実態の把握について」(毎年11月)を公表している。

各分野の管理者別の施設数

○各分野において、地方公共団体等管理が多い。

施設分野	国土	都道府県	政令市	市町村
道路(橋梁)	4%	19%	7%	68%
道路(トンネル)	15%	7%	46%	32%
道路(舗装)	7%	21%	3%	66%
下水道(管渠)	0%	23%	75%	0%
下水道(処理場)	9%	7%	84%	0%
公営住宅	0.02%	48%	18%	35%
公園	1%	23%	76%	0%





④ 具体的な取組 (1) 市町村の体制強化 (2) 点検・診断、補修・修繕の民間事業者への包括的委託の活用

府中市における道路分野の包括的管理委託

○これまで府中市では、道路の日常的な管理について、市の直営と複数の委託を合わせて対応
○より効率のよい道路管理を目指すため、2014年度から2016年度までの3年間、市内中心部の道路施設等(延長約0.5km)における日常の維持管理を対象として、包括的管理委託を実施
○包括管理委託を受託する民間業者に要求する業務の水準及び特記事項をしめすものとして、「要求水準書・リスク分相」を作成

リスクの種別	リスクの内容	市	委託者
施設損傷リスク(一部)	通常利用での変化によるもの 施設設置の隠れた瑕疵等、市の責めによるもの	○	○
施設管理コストリスク(一部)	市の責めによる委託内容・用途の喪失に伴う、維持管理費の増大・減少 特定の第三者の責めによる、維持管理費の増大	○	○
維持管理に係る事故リスク(一部)	施設の維持管理を委託する時点で発生していた瑕疵から生じる事故 委託者の運営業務自体から生じる事故	○	○
技術革新リスク(一部)	道路施設管理に関する技術の陳腐化による追加投資	○	○

業務項目	業務内容	従来(府中市)	委託(民間)
道路業務	道路計画の作成 目視・ドローンの実施 管理費の念書(ドローン)の実施	○	○
維持業務	道路点検の作成 道路の清掃 雨水管の汚濁清掃 雨水管のメンテナンス/アンテナの設置 道路照明の点検・修理 道路照明の設置・管理	○	○
維持・修繕業務	道路点検の作成 道路点検に関する資料作成 事故発生に関わる修繕作業 事故発生に伴う修繕費用等の集計	○	○
事故対応業務	緊急ドローンの実施 現場迅速作業の実施	○	○
管理・更新対応業務	管理・更新計画の現地状況確認 現場管理作業の実施	○	○
高規格維持管理業務	不適合箇所の現地状況確認 不適合箇所の現地状況確認	○	○
指定公共施設管理業務	指定公共施設の維持管理業務 指定公共施設の維持管理業務	○	○

注) 上の表は、包括管理委託の範囲内の業務であり、「橋梁補修、道路補修、光熱費管理、夜間工事の管理業務は含まれていない。

